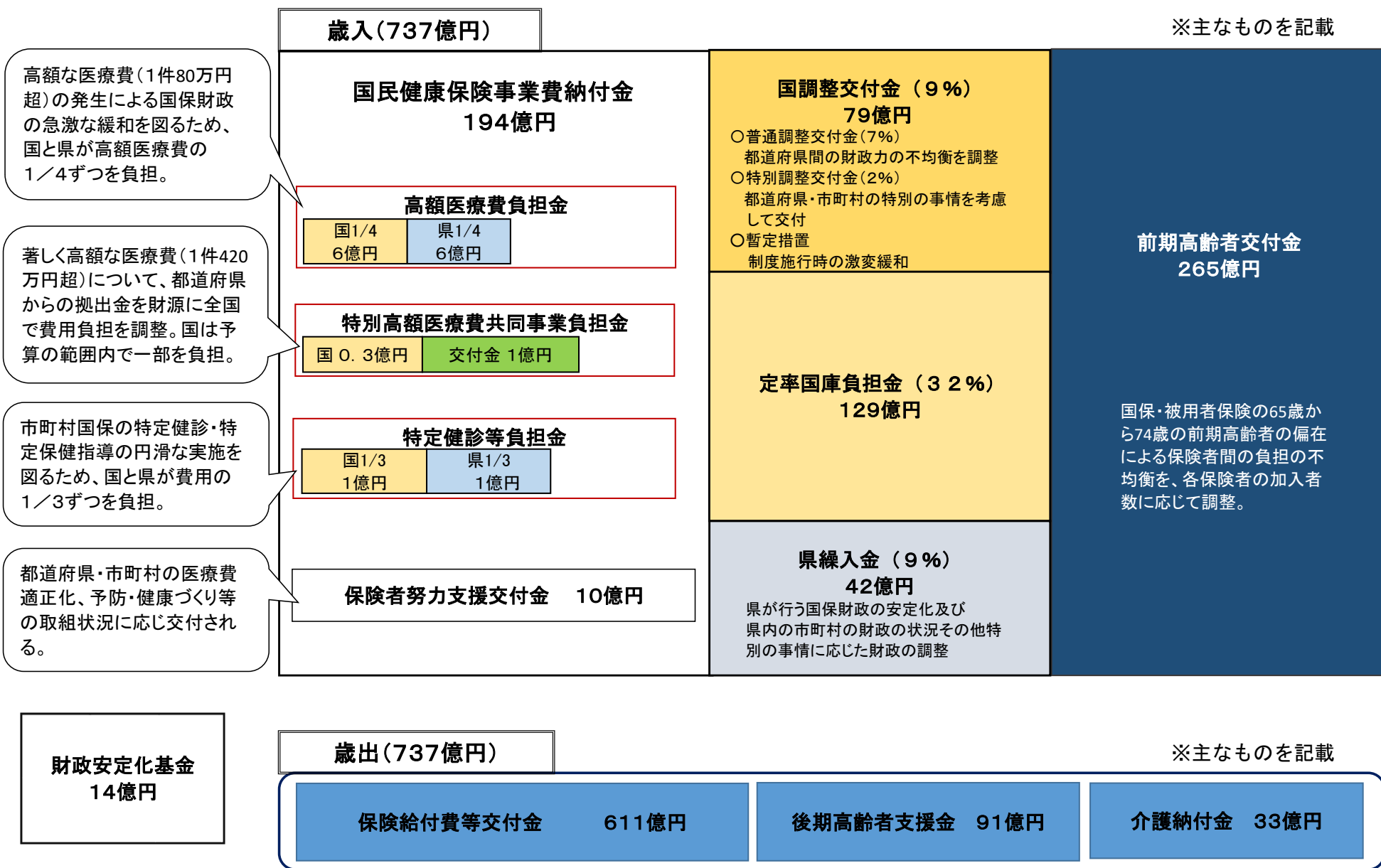


資料2

令和3年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算（案）
について

令和3年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算（案）概要



高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な緩和を図るため、国と県が高額医療費の1/4ずつを負担。

著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。

市町村国保の特定健診・特定保健指導の円滑な実施を図るため、国と県が費用の1/3ずつを負担。

都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ交付される。